

平成五年	五月十五日	改正
平成六年	七月二日	改正・施行
平成八年	四月一日	改正・施行
平成十年	三月二十九日	改正・施行
平成十六年	三月六日	改正・施行
平成十八年	三月四日	改正・施行
平成十九年	六月二十三日	改正・施行
平成二十一年	二月二十八日	改正・施行
平成二十三年	二月二十七日	改正・施行
平成二十三年	十二月十八日	改正・施行
平成二十五年	九月十一日	改正・施行
平成二十六年	七月十八日	改正・施行
平成二十七年	九月九日	改正・施行
平成二十八年	二月九日	改正・施行
平成二十八年	五月一日	改正・施行

関西学生弓道連盟規約

関西学生弓道連盟規約

第十一章 規約の改正(四八条) 9

第二編 競技規則……………9

第一章 審判規定……………9

第一節 審判総則(四九条～五六条) 9

第二節 的前審判(五七条～六三条) 11

第二章 競技規則……………12

第一節 総則……………12

第一款 競技(六四条～八一一条) 12

第二款 行射(八二条～八五条) 15

第二節 男子リーグ戦(八六条～九七条) 16

第三節 女子リーグ戦(九八条～一〇八条) 18

第四節 関西学生弓道選手権大会(一〇九条～一一

二条)……………19

第五節 新人戦(一一三条～一二〇条) 19

第六節 記録会(一二一条～一二七条) 21

補則……………22

附則……………23

目次

第一編 機構……………2

第一章 総則(一条・二条) 2

第二章 組織(三条・四条) 2

第三章 事業(五条)……………2

第四章 役員(六条～一六条) 2

第五章 委員会(一七条～二五条) 4

第六章 学連会議(二六条～三〇条) 5

第七章 役員会(三一一条～三五条) 6

第八章 会計(三六条～四一条) 6

第九章 加盟及び脱退(四二条～四四条) 7

第十章 賞罰(四五条～四七条) 7

第一編 機構

第一章 総則

(名称)

第一条 本連盟は関西学生弓道連盟と称する。

(連盟の目的)

第二条 本連盟は弓道を志す関西の学生相互間の連絡と親睦とをはかり、弓道の研究とその発展を期することを目的として活動する。

第二章 組織

(連盟の地位・組織)

第三条 ①本連盟は他の八地区の学生弓道連盟と共に全日本学生弓道連盟を組織する。

②本連盟は滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県に所在する各大学弓道部により組織する。

(本部)

第四条 本連盟の本部を、委員長が別に指定する場所に置

く。

第三章 事業

(事業内容)

第五条 本連盟は第二条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行なう。

の事業を行なう。

- 一 毎年秋季リーグ戦を開催すること。
- 二 毎年春季に新人戦を開催すること。
- 三 毎年春季に記録会を開催すること。
- 四 毎年春季に関西学生弓道選手権大会を開催すること。
- 五 毎年一回、会報「関西弓友」を発行すること。
- 六 その他本連盟の目的に適する事業。

第四章 役員

(顧問)

第六条 本連盟には委員会の議決により、顧問として若干名置くことができる。

(本部役員)

第七條 本連盟には次の役員を置く。

- 一 委員長（一名）
- 二 副委員長（若干名）
- 三 女子部委員長（一名）
- 四 女子部副委員長（若干名）
- 五 総務長（一名）
- 六 総務（最低限七名
但、若干の増加を認める）
- 七 全日本学生弓道連盟副委員長（一名）
- 八 全日本学生弓道連盟女子部副委員長
（一名）
- 九 書記（一名）

（選出）

第八條①前条における本部役員を選出方法については、別に細則を持って定める。ただし前条第六号を除く役員は、第六号に規定する役員に就任した経歴のある者でなければ、これに就任することはできない。

- ② 役員を選出について、本連盟側から選出校を指定することができる。
- ③ 役員の一選は、これを認めない。

（委員長）

第九條①委員長は本連盟を代表する。

- ② 委員長は本連盟の業務を総理し、指揮監督する。
- ③ 委員長は役員会を主宰し、代表する。

（副委員長）

第一〇條 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又はこれが欠けたときには委員長の職務を行なう。

（女子部委員長）

第一一條 女子部委員長は本連盟の女子部における業務を総理する。

（女子部副委員長）

第一二條 女子部副委員長は女子部委員長を補佐し、女子部委員長に事故があるとき、又はこれが欠けたときには女子部委員長の職務を行なう。

（総務長）

第一三條 総務長は本連盟の事務を統括し、経理を担当する

（中央委員）

第一四條 全日本学生弓道連盟規約第十七条に規定する中央委員会は、委員長及び委員長の指定する第七條に規定する役員がこれを兼ねるものとする。

（書記）

第一五 条 書記は主として記録業務を担当し、各役員の補佐も行う。

（任期）

第一六 条 第七條に規定する役員の任期は一年とし、当年九月一日より翌年八月三十一日迄とする。ただし補欠によって役員となった者の任期は、前任者の任期残余期間とする。

第五章 委員会

（委員会の地位）

第一七 条 ① 委員会は本連盟における最高議決機関である。
② 委員会は本連盟規約に反しない範囲で規則を制定することが出来る。

（構成）

第一八 条 委員会は主将会議と女子責任者会議から構成される。

（審議）

第一九 条 ① 原則として主将会議は男子部について、女子責任者会議は女子部についての議案を審議する。ただ

しこの規則に特別の定めのある場合、及び加盟校の三分の一以上による要求のある場合を除いて、主将会議の議決を委員会の議決とみなすことができる。

② 委員会は特に必要があると認めた案件を審査するため、特別審議会を設けることが出来る。
③ 特別審議会の構成については、規則によってこれを定める。

（定例委員会）

第二〇 条 委員会は少なくとも年一回、原則として十二月上旬に定時に開くことを要する。

② 委員会の招集は役員会が行なう。

（臨時委員会）

第二一 条 委員会は臨時委員会の招集を決定することができる。また加盟校の三分の一以上の要求があれば、役員会はその招集を決定しなければならない。

（定足数）

第二二 条 委員会は加盟校の三分の二以上の出席、又は委任状による委任がなければ議事を開き議決することができない。ただし加盟校の無断欠席は認めない。

(議決の方法)

第二三条 委員会における議事は出席校の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決権の行使)

第二四条 委員会における議決権は、主将会議及び女子責任者会議共に各校の代表者一名のみがこれを行使することができる。

(議長)

第二五条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし女子責任者会議は、女子部委員長がこれにあたるものとする。

第六章 学連会議

(召集目的)

第二六条 役員会は、本連盟主催、その他の事業における連絡事項伝達のため、学連会議を招集することができる。学連会議は学連役員がいる学校で行う。

(無断欠席の禁止)

第二七条①加盟校は正当な理由なくして学連会議に欠席することはできない。

②加盟校が欠席する場合は、欠席届を会議前日までに委員長宅へ郵送する。主将会議及び女子責任者会議の場合は、委任状を同封する。欠席届及び委任状は、いずれも書面に限る。

③欠席校には、その会議で配布した書類を郵送する。その際、その郵送費請求のため、役員は、振込用紙を同封する。郵送物を受け取った加盟校は、受け取った日から七日以内に郵送費を振り込む。

④無断欠席の場合は、罰則金五千円を科す。

(回収書類の期日厳守)

第二八条 会議での配布書類に示された期限を守らなかった加盟校には、罰則金五千円を科す。

(加盟校の幹部交代)

第二九条 加盟校が幹部交代を行う場合、速やかにその旨を総務長に連絡する。その後、学連が指定する書面をもって報告を行う。学連は、未報告によって生じる加盟校の不利益に、一切関与しない。

(報告事項の特例)

第三〇条 役員会は、この規約、規則及び細則に特別の定めのある場合、並びに加盟校の三分の一以上からの要求がある場合を除き、委員会に報告すべき事項

を学連会議において報告することができる。

第七章 役員会

(役員の地位)

第三一条 役員会は本連盟における最高業務執行機関である。

(構成員)

第三二条 役員会は第七条に定める役員によって構成する。

(権限)

第三三条 役員会は次の任務を行なう。

- 一 第五条の事業を執行する。
- 二 この規約又は規則の執行に際して細則を制定すること。ただし規約又は規則に反することはできない。
- 三 規約、規則、細則を公布すること。
- 四 その他この規約、規則又は委員会の議決に基づく業務を執行すること。

(召集)

第三四条 役員会は委員長が招集する。

(業務執行についての訓示規定)

第三五条 役員会はその業務の執行につき、本連盟の目的に

鑑み、公正でかつ適当な運用を計らなければならない。

第八章 会計

(会計担当者)

第三六条 本連盟の会計事務は、総務長がこれを行なう。

(会計報告)

第三七条 ①総務長は少なくとも年一回、委員会に会計報告を行なうことを要する。

②前項の会計報告には、委員長による監査意見を付しなければならない。

(財源)

第三八条 本連盟の経費には次の各号の収入を財源として充足する。

- 一 加盟校の連盟費、部員登録費及び連絡所使用料
- 二 加盟校の大会参加費
- 三 援助金、寄付その他

(登録費等の納入)

第三九条 前条第一号に関する登録費等は、次の規定により納入することを要する。

一 連盟費は年間一万円とし、前期、後期二回に分けてそれぞれ半額ずつ納入するものとする。

二 部員登録費は前期に一人六百円、後期に一人三百円納入するものとする。

三 連絡所使用料は部員一人四百円とし、後期に納入するものとする。

(会計年度)

第四〇条 会計年度は毎年九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終了する。

(納入済金員の返還禁止)

第四一条 一旦納入された金員は、特別な理由のある場合を除いてこれを返還することはできない。

第九章 加盟及び脱退

(本連盟への加盟)

第四二条 ①本連盟に加盟しようとする大学弓道部は、細則に定める申請書を役員会に提出し、かつ委員会の過半数の承認を得なければならない。

②男子登録部員ないし女子登録部員のいずれかが、それぞれ八名又は四名を超えない大学弓道部は、本連盟に加盟することができる。

(全日本学生弓道連盟への正加盟申請)

第四三条 全日本学生弓道連盟の準加盟校で、正加盟申請をしようとする大学弓道部は、細則に定める申請書を委員長に提出しなければならない。

(本連盟からの脱退)

第四四条 本連盟より脱退しようとする大学弓道部は、細則に定める許可申請書を役員会に提出し、かつ委員会の過半数の承認を得なければならない。ただし正当な事由のない場合はこれを認めない。

第十章 賞 罰

(警告・戒告)

第四五条 加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為をなした場合、役員会は本連盟の名においてこれを警告することができる。

②加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為をなし、かつそれが重大な事態である場合もしくは前項の警告によっても当該行為が改善され

ないと認められた場合、役員会による戒告処分請求がなされたときは、委員会は議決により本連盟の名において当該加盟校を戒告することができ、戒告を受けた加盟校は、学連に反省文を提出する。

③第二項の規定は委員会の議決ある場合の戒告を妨げない。

④第二項の議決には出席校の三分の二以上の賛成を要する。

⑤第二項に該当する加盟校が過去に第二項の適用を受けたものと同一の場合、正当な事由のないかぎり、再度にわたる戒告をすることはできない。

⑥その他戒告に関する事項は、細則によつて定める。

(懲戒処分・除名処分)

第四六条 ①加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行

為をなし、それが著しく重大な事態でかつ過失と認められない場合、役員会による懲戒処分請求がなされたときは、委員会は議決により本連盟の名において当該加盟校に懲戒を加えることができる。

②第一項の規定は、この規約に特に定めのある場合

及び委員会の議決ある場合の懲戒処分を妨げない。

③第一項、第二項の議決には、出席校の三分の二以上の賛成を要する。

④第一項、第二項の懲戒は、次の各号のいずれかとする。

一 本連盟主催による大会ならびに試合への一年以下の期限を定めての出場停止

二 本連盟主催による大会ならびに試合への無期限出場停止

三 所属リーグの降格

⑤前項第二号の処分を受けた大学の本連盟主催による大会ならびに試合への復帰は、役員会への復帰請求の後、委員会における三分の二以上の賛成により行なうことができる。

⑥委員会は、加盟校が本連盟の目的にそぐわない特に不都合な行為をなし、かつ改善の余地が明らかに認められないと認められ、役員会による除名処分請求がなされたときは、当該校を除く全会一致を得て、本連盟の名においてこれを除名することができる。

(表彰)

第四七条 役員会は連盟に貢献をした者又は団体を、委員会の三分の二以上の承認を得て、本連盟の名において表彰することができる。

第十一章 規約の改正

(規約改正)

第四八条 この規約の改正は、役員会又は、加盟校の三分の一以上がこれを発議し、委員会において出席校の三分の二以上の賛成を得たときに成立する。

第二編 競技規則

第一章 審判規定

第一節 審判総則

(審判員)

第四九条①競技には審判員をおく。
②審判員は本連盟の任命した主審及び副審をもって構成し、同時に審判にあたる。
③審判員を任命するにあたって、役員会からあらかじめ指定した加盟校から選ばれた審判員は、これ

を前項による審判員とみなす。

④主審は、原則として二回生以上とする。人数的にやむを得ない場合のみ、職務を熟知した一回生による遂行を許可する。

⑤審判は、審判用紙に審判意見を付記して提出する。

(審判基準)

第五〇条 審判は本連盟規約及び全日本学生弓道連盟規約に基づいてこれを行なう。

(事前説明)

第五一条 試合期間前に審判マニュアルを作成し、主将による会議を開催する。

(審判員に対する異議)

第五二条 審判員の判定には必ず服さなければならない。審判員の判定に対する異議は原則としてこれを認めない。ただし審判員による故意の不正な審判等、明白な本連盟規約違反が認められ、かつこれを取り消さなければ著しく不公平になると判断されるときには、細則の規定に従い役員会に対して異議申立をすることができる。

(審判員に対する懲戒)

第五三条 審判員にその職務の公平さを疑わせるような不

都合な行為があった場合、委員会は第四六条の規定に従い、当該審判員の在籍校を懲戒することができる。

(審判員の無断欠席の禁止)

第五四条 審判員は競技に欠席することはできない。当該競技に正当な理由なく欠席した場合、委員会は第四六条の規定に従い、当該審判員の在籍校を懲戒することができる。

(失格)

第五五条 審判員、役員会は次の各号に該当する者を失格とすることができる。

- 一 審判員の判定に服さない者
- 二 正当な理由なしに指定された時刻に出場しない者
- 三 競技及びその進行、会場の整理などを妨害し、又はこれに支障をきたした者
- 四 その他競技規則に違反した者

(的中規定)

第五六条 的中規定は次の規定に従う。

- ① 次の各号に該当する矢は的中とする。
- 一 矢が的輪の中で、的枠内に入った場合。た

だし矢が折れた場合、又は筈が飛んだ場合もの中とする。

二 矢が的を射抜いて塚に入り、的面に見えない場合。

三 矢が的枠の合わせ目に中った場合。

四 矢が別な矢の筈を射的に中った場合。ただしその矢筈が的枠の外側にあるか内側にあるかは問わない。

五 矢が的に中り、的が塚から転落したが、矢は的に付いたままである場合。ただしこの場合、本条第二項を適用しない。

六 的枠を内側から外側へ射抜いた場合。ただし的枠が破損したときは失中とする。

② 次の各号に該当する矢は失中とする。

一 候串に中った場合。

二 矢は的に中ったが、筈が地面に付いた場合。

三 掃き中り(矢が地面を滑って中る)の場合。

四 中った矢が的又は的枠に当たり、飛び返った場合。

五 矢は的に中ったが的が塚から転落し、矢が的から抜けた場合。

六 的枠を外側から内側へ射抜いた場合。
七 矢が的面にある矢の筈を射て、的面より外れた場合。

八 審判による的中確認前の矢に触れた場合。
③前項の規定に当たらない場合は審判員の判断に
よりの中、失中を決定する。

第二節 的前審判

(的前審判の定義)

第五七条 本規則で定める的前審判は、本連盟の主催するリ
ーグ戦及び新人戦において各校から選出され、看
的などの業務を行なう者がこれに当たる。

(的前審判の業務の執行)

第五八条 的前審判は原則として、ある立においてはその当
該校の者がその任に当たる。

(的前審判の義務)

第五九条①的前審判は必ず審判員の支持に従わなければな
らない。

②的前審判はその任において公正な判断を要する。
(的前審判の行為に対する責任の所在)

第六〇条 加盟校は自校の的前審判の行為に対し、その責任
を負う。

(的前審判の任務)

第六一条①的前審判はその立の開始前に、看的所またはそれ
に準じる場所において待機する。

②的前審判は一射毎にその的中、失中を所定の方法
で明示する。

③的前審判は立終了後、審判員と連携しの中につい
て確認を行なう。

④的前審判は特に審判員の指示のない限り、以上の
手順が完了した場合のみ矢取りを行なうことが
できる。

(的前監査制度)

第六二条 加盟校は対戦校の的前審判の行為が正当に行な
われているのを確認するために、特別の理由がな
い限り、看的所もしくはそれに準じた場所におい
て、確認要員を配置しなければならない。

(補足)

第六三条 本節で言う審判員とは、関西学生弓道連盟規約第
四九条に定めるところの者を指す。

第二章 競技規則

第一節 総則

第一款 競技

(競技期日・方法の決定)

第六四条 競技期日及び方法は、役員がこれを決定する。

(試合日)

第六五条 学生の本分を全うするため、平日を試合日に使用しない。

(参加資格・出場資格)

第六六条①本連盟主催のすべての競技には、本連盟加盟校でなければ参加資格を有しない。

②選手の出場資格は、原則として、当該大学に在籍する者のみこれを有するものとする。ただし、次の各号に定める要件をいずれも満たす場合は、当該大学に在籍しない者についても、出場資格を認める。

- 一 自己の在籍する大学に、弓道部が存在しないこと。
- 二 当該大学またはその体育会等の組織が、その者の当該大学弓道部在籍を公認してい

ること。

③全日本学生弓道連盟及び本連盟に部員登録されていない者は、本連盟主催のすべての競技における出場資格を有しない。

④選手の出場資格は当該大学または学科(六年制学部または学科も含む。)の通常在籍期間中とし、留年などにより通常在籍期間を越えた者の出場は認めない。ただし休学によつて通常在籍期間を越えた者の出場はこれを認める。また、学年の表記は新人戦より新学年で統一するものとする。

⑤同条第3項に規定にある競技の出場資格とされる、全日本学生弓道連盟及び本連盟の部員登録の方法については、全日本学生弓道連盟規約第87条の規定を準用する。

(リーグ戦への参加・棄権)

第六七条①リーグ戦への参加、または棄権は七月三十一日までには認める。その後の参加、棄権は一切認めない。ただし、不測の事態による棄権は、その内容を役員会で検討し、委員会でも処分を決定する。

②加盟校の参加、及び棄権によりブロックの校数に不平等が生じた場合、学連会議において、当該校

の主将（女子責任者）を召集し、再度ブロック抽選を行う。

②八月一日以降の棄権は、即リーグ降格とする。

③次の場合、自動的にリーグ降格とする。

- ・人数不足を理由に二年以上連続して棄権
- ・不祥事による棄権
- ・正当な理由なく棄権

（弓具の規制）

第六八条①本連盟の主催するすべての競技は、日本弓をもつてこれを行なう。

②弓には照準のための装置、及びこれに類似するものを付けてはならない。

③審判員は前項の規定に反する弓を使用した者に対してその使用を禁じ、又は照準装置及びこれに類似するものを取り外させることができる。

（的の規制）

第六九条①本連盟主催のすべての競技では、的の深さ九センチメートル以上、直径三十六センチメートルで、星の直径が十二センチメートル以上の星的を使用する。

②的の位置は高さ地上九センチメートル、射場より

的の面までの距離二十八メートル、的の面と地面との角度後方五度とし、候串を使用して固定する。

（的中率の計算方法）

第七〇条 総射数で総的中数を除した数（以下の中率とする）を計算する場合には、相手校が棄権した試合

の射数及び的中数は、これを存在しなかったものとみなす。また的中数同数の際の競技の射数及び的中数は、これを的中率に換算しない。

（勝敗の決定）

第七一条 勝敗は的中数、または的中率の多少によって決定する。

（団体競技における勝敗の決定）

第七二条①団体競技において的中同数の場合は、各射手が一手競技を行い勝敗を決する。

②前項によってもなお勝敗の決しない場合は、以後各射手が一本競技を行ない勝敗が決するまで続行する。

③第一項及び前項の競技における先攻、後攻は、一手競技前に矢振りによって決定し、競技を一回行なうごとに交替するものとする。

（先攻・後攻の決定）

第七三条①試合の先攻、後攻は、矢振りによって決定する。

②三校が同時に試合を行なう場合(以下三つ巴の試合と称する)の先攻、中攻、後攻は、抽選によって決定する。

(選手のお知らせ)

第七四条 各校は、試合開始前に当日の試合に出場する選手の氏名を審判員及び相手校に書面で通知しなければならない。

(選手交替)

第七五条①試合中の選手交替は、二十射の試合の場合は九射目以降、十二射の試合の場合は五射目以降認める。ただし選手交替は立の途中ですることとはできない。

②選手交替は人数無制限とする。ただし立位置の変更は認めない。

③選手交替後の再出場は認めない。

④競技における選手交替は、立ごとにこれを認める。

(選手交替のお知らせ)

第七六条 選手交替するときには、各校は立の交替前に審判員及び相手校に書面で通知しなければならない。通知しないときは、当該選手の引いた射を失中と

みなす。

(円陣の禁止)

第七七条①試合中における道場内での円陣は、禁止する。ただし、以下の各号に規定するいずれかの場合には、この限りではない。

一 悪天候で屋外での円陣を行えない場合

二 審判と相手校に許可を得た場合

三 先攻の初立(男子は前立)の場合

②相手校の確認開始以降の円陣は、禁止する。ただし、審判と相手校に許可を得ている場合は、この限りではない。

③男子リーグ戦において、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、確認開始以降であっても、試合の進行を妨げない範囲において、屋内で行う円陣を認める。

一 連立ちであること

二 審判と相手校に許可を得ていること

(棄権)

第七八条 次の各号に規定する場合は相手校と協議の上、審判員は当該大学が棄権したものとみなすことができる。

一 試合当日無断欠席した場合。

二 試合当日に定刻（試合開始時間）を三十分以上遅刻した場合。ただし正当な理由がある場合を除く。

（棄権の場合の勝敗）

第七九条①出場校が棄権した場合は、相手校の勝利とみなす。

②試合を棄権した大学は、優勝校となることができない。

（遅刻）

第八〇条①団体の遅刻に関しては、規約第六八条に従うものとする。

②個人の遅刻に関しては、団体と同様に、定刻を三十分以上遅刻した場合には、該当者は出場させないものとする。ただし、リーグ戦においては、男女共に、試合開始時刻に遅刻した場合には、当該試合における該当者の出場権を認めない。

（運営に対する異議）

第八一条 競技の運営に関する異議の申し立ては、各校責任者一名のみが大会運営委員又は役員会に対して行なうことができる。

第二款 行 射

（引き直しの規則）

第八二条 打ち起こしを開始した後の引き直しは、失中とみなす。

（行射の順序）

第八三条 行射の順序は特に定めのない限り、個人及び団体いずれも第一射手から順次行なう。

（行射中の指導の禁止）

第八四条①射手が打ち起こしてのち離れを行うまでを「行射中」とする。行射中は何人も以下の行為を禁止する。

- 一 射手の狙いを見ること。
 - 二 射手の身体に触れて指導すること。
 - 三 射位より前に出ること。
 - 四 審判員から射手が死角になる位置に出ること。
- ②射手が射位にある時、介添え以外の者による一切の指導を禁ずる。尚、介添えについての規定は同条第三項に定めるものとする。
- ③介添えは、射手が射位にある時の弦切れ等の処理並びに射手への指導行なうものとし、以下のよ

うに定める。

一 原則同性の学生であること。人数は一立につき二名までとする。

二 行射中は本座に待機するものとする。

三 行射中は介添えに対して、介添え以外の者からの一切の指導を禁ずる。

四 介添えの矢声による応援はこれを認めるものとする。

五 狙いと立ち位置は別物と考え、射手の行射前に限り、介添えが立ち位置を見ることは可能とする。この際に選手の身体や弓具に触れることは禁止する。

④本条第一項から第三項の規定に反した場合、相学校主将は審判に抗議することができる。審判が当該抗議を正当と認めた場合、当該選手の引いた矢を無効とする。

(矢返しの禁止)

第八五条 原則として矢返しは認めない。

(開催期日)

第二節 男子リーグ戦

第八六条 男子リーグ戦は年一回秋に開催する。

(参加資格・出場資格)

第八七条 参加資格は関西学生弓道連盟加盟校、出場資格は当該大学に在学する男子に限るものとする。

(リーグ制)

第八八条①加盟校を一部、二部、三部、四部、五部に分類し、二部から五部をさらにAブロック、Bブロックに分類する。ただし各リーグ、ブロックの加盟校数は六校をもって限度とする。

②加盟校がいずれのブロックに属するかは前年度の的中率によってA B A B ・ ・ ・ と分ける。的中率が同率の大学については、以下のように振り分けを行う。

一 前年度から同リーグに属していた大学については、前年度の勝率による振り分けを行う。

二 前年度は他のリーグにおり、入替によって今年度から同リーグになった大学については、抽選による振り分けを行う。

③その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

(新加盟校)

第八九条 新加盟校は最下部A又はBブロックに属するものとし、いずれのブロックに属するかは抽選によって決定する。

(競技方式)

第九〇条①競技はリーグ方式による。

②行射に制限時間は定めない。ただし、立と立の間の時間について、相手校の立終了後に巻き藁を引くことを禁止する。また、あまりに遅い場合は審判が注意するものとする。

(試合方式 その一)

第九一条 リーグ戦出場選手の定員は八名とし、矢数は一射手一立二手二十射とする。ただし出場選手が定員に満たない場合は、六名又は七名で試合を行なうことができる。

(試合方式 その二)

第九二条 原則として一立四人、かつ各校が交互に競技を行い、後攻する立は二立目と四立目において先攻するものとする。

(順位決定)

第九三条 各リーグ、ブロック内の順位は勝率によって決定

する。

(順位決定戦)

第九四条①勝率が同じである場合には、的中率の多少により順位を決定する。ただし当該順位が上下又は下のリーグとの入替戦を行なう順位であるときには、順位決定戦を行なう。

②リーグ内で勝数が同数となり、五つ巴となった場合は順位決定戦を行う。一部の順位決定は、当該校と役員で協議し試合形式を決定する。二部以下の順位決定戦は、総合的中率上位二校、下位二校で試合を行い、三位校が審判を行う。

③順位決定戦はリーグ戦と同様の方式に従う。

(入替戦)

第九五条①一部と二部の入替戦は、一部の四位および最下位と二部のA・Bブロックそれぞれの優勝校とで行う。二部のA・Bブロック優勝校の的中率により、高い方を一部の最下位と、低い方を一部の四位と対戦するものとする。

②二部以下の入替戦は、A・Bブロックそれぞれ上位リーグ最下位と下位リーグ優勝校との間で行う。

(入替戦の方式)

第九六条 各部入替戦は、リーグ戦と同様の方式に従う。

(異性の仕事参加について)

(入替戦)

第九七条 試合参加人数が男子10人以下であれば、最大4

人まで異性の参加を認める。リーグ戦開催前から参加人数の条件を満たす場合はリーグ戦アンケートにて報告を行い、開催後、一時的に条件を満たす場合は学連及び関係校に連絡を入れること。応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

第三節 女子リーグ戦

(開催期日)

第九八条 女子リーグ戦は年一回秋に開催する。

(参加資格・出場資格)

第九九条 参加資格は関西学生弓道連盟加盟校、出場資格は当該大学に在学する女子に限るものとする。

(リーグ制)

第一〇〇条①加盟校を一部、二部、三部、四部、五部、六部に分類し、二部から五部をさらにAブロック、Bブ

(新加盟校)

②その他加盟校をリーグ、ブロックに分類する事項については、委員会の議決する規則による。

第一〇一条 新加盟校のリーグ分類に関しては第八〇条を

準用する。

(競技方式)

第一〇二条①競技はリーグ方式による。

②行射に制限時間は定めない。ただし、立と立の間の時間について、相手校の立終了後に巻き藁を引くことを禁止する。また、あまりに遅い場合は審判が注意するものとする。

(試合方式)

その一)

第一〇三条 リーグ戦出場選手の定員は四名とし、矢数は一手一立二手二十射とする。ただし出場選手が定員に満たない場合は、三名で試合を行うことができる。

(試合方式)

その二)

第一〇四条 原則として一立四人、かつ各校が交互に競技を行

うものとする。

（順位決定・順位決定戦）

第一〇五条 第八四条、第八五条の規定は、これを女子リーグ戦に準用する。

（入替戦）

第一〇六条① 一部と二部の入替戦は、一部の四位および最下位と二部のA・Bブロックそれぞれの優勝校とで行う。二部のA・Bブロック優勝校の的中率により、高い方を一部の最下位と、低い方を一部の四位と対戦するものとする。

② 二部以下の入替戦は、A・Bブロックそれぞれ上位リーグ最下位校と下位リーグ優勝校との間で行う。

（入替戦の方式）

第一〇七条 入替戦は、リーグ戦と同様の方式に従う。

（異性の仕事参加について）

第一〇八条 試合参加人数が、女子6人以下であれば、最大4人まで異性の参加を認める。リーグ戦開催前から参加人数の条件を満たす場合はリーグ戦アンケートにて報告を行い、開催後、一時的に条件を満たす場合は学連及び関係校に連絡を入れること。

応援については、自校の立で業務を行っている者についてのみ認める。

第四節 関西学生弓道選手権大会

（開催期日）

第一〇九条 関西学生弓道選手権大会（以下本大会とする）は、原則として五月下旬に行う。

（競技方式）

第一一〇条 本大会では、団体選手権、個人選手権を行う。

（表彰）

第一一一条 表彰は、団体は男女各三位まで、個人は男女各十位までとする。

第一一二条 本大会のトーナメント予選（3位決定戦、決勝戦は除く）の制限時間を男子8分、女子6分とし、本大会における個人決勝戦は1本目と2本目を合わせて一手にする（決定退場の方式を採用する）。

第五節 新人戦

（開催期日）

第一一三条① 新人戦は毎年一回春に開催する。

②初戦は、三月下旬から四月上旬の間に行うものとする。

(参加資格)

第二一四条 参加資格は関西学生弓道連盟加盟校、出場資格は当該大学に在学するものとする。ただし次の各号にあたる者を除く。

- 一 各年度のリーグ戦において、一度でも総射数の六割以上を引いた者。ただし、順位決定戦及び入替戦の射数は、総射数に含まないものとする。
- 二 当該大学に入学してから三年以上経過している者。
- 三 本連盟規約より以前の規定により、参加資格を失った者。

(参加資格者の特例)

第二一五条①新人戦参加資格者が三人又は四人のみの大学は旧人を二人、五人のみの大学は旧人を一人、委員会に申請書を提出し、役員会で特例を認めることができる。と判断した場合、その年度の委員会において加盟校と共に審議し、加盟校からの承諾を得た場合に限り、その年度の新人戦に限り、立に入

れることができる。特例を認める旧人は、前条第一号の該当者のうち、各年度のリーグ戦においての中率上位十名に入賞していない者のみとする。

②特例の適応を望む大学は、申請書を委員会に提出しなければならぬ。提出期限は十一月末日までとし、それ以降はいかなる理由があっても特例の適応は認めない。

(出場者登録)

第二一六条 各大学は委員会があらかじめ指定した期日までに、新人戦出場者を本連盟に登録しなければならない。

(競技方式)

第二一七条①加盟校を抽選によりA、B、Cの三つのブロックに分類し、各ブロック内でトーナメント形式で行う。ただし前年度新人戦の優勝校、準優勝校、第三位校は同一ブロックに分類せず、かつ各ブロック内でシード校とする。

②各ブロックの優勝校は、優勝決定戦を行う。

(試合方式)

第二一八条①新人戦出場者の定員は六名とし、矢数は一射手一立二手、十二射とする。ただしブロック内決定戦

及び優勝決定戦では、一射手一立二手、二十射とする。

②出場者は定員に満たない場合は、五名で試合を行うことができる。

(リーグ戦規定の準用)

第二一九条 男子及び女子リーグ戦規定は、本部の規定にこれを準用する。ただし試合の性質がこれを許さないときは、この限りではない。

(使用道場について)

第二二〇条 対戦校の道場を使用する。両校にある、もしくは無い場合は調整する。

第六節 記録会

(開催期日)

第二二一条 記録会は毎年春に開催する。

(競技方式)

第二二二条 記録会は男子百射会、女子四十射会とする。

(出場人数)

第二二三条 各校の出場人数は、次の各号のとおりとする。

- 一 男子は前年度リーグ戦における中率上位十二校は一枚二名、その外の加盟校は一

枚一名を制限とする。

- 二 女子は前年度リーグ戦における中率上位十五校は一枚二名、その外の加盟校は一枚一名を限度とする。

(試合方式)

第二二四条①百射会は一射手一立二手、百射するものとする。

また、行射は乱立ちで行うものとする。

- ②四十射会は一射手一立二手、四十射するものとする。

(勝敗の決定)

第二二五条①的中数同数の場合は優勝決定戦のみ射詰で行い、射詰六本目から八寸的を使用する。優勝決定戦以外は遠近法をもつて行う。

- ②優勝決定戦において的中者がいない場合は、遠近法をもつて決定する。

(表彰)

第二二六条 表彰は男子、女子共に五位までとする。

(出場申し込み)

第二二七条 出場申し込みは、役員会が指定した期日までに行なわなければならない。

〔補 則〕

(施行期日)

第一 条 本連盟は別に委員会の定める期日に交付し、同日から施行する。

(経過規定・遡及効)

第二 条①本連盟規約施行と同時に昭和三十三年一月二十五日施行の関西学生弓道連盟規約は廃止する。

②改正後の規約の規定は、改正前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(全日本学生弓道連盟規約との関係)

第三 条 本連盟規約に定めのない場合には、全日本学生弓道連盟規約を適用する。

(東西学生弓道選抜対校試合出場資格)

第四 条①東西学生弓道選抜対校試合の出場資格はリーグ戦において総射数の六割以上を引いていることとする。ただし総射数には順位決定戦及び入替戦の射数を含めない。

②不戦敗の場合はその試合の射数を総射数に含めるが、不戦勝の場合は総射数に含めない。

(細則との関係)

第五 条①本連盟規約に詳細な定めのない事項については、細則で定める場合がある。
②細則とは、学連作成のマニュアルや、それに類するものを指す。

〔附則〕
〔施行期日〕

第一条 この規約は平成三年六月九日から施行する。

〔公布〕

第二条

この規約は、役員会において、印刷物配布等の方法により、速やかに公布するものとする。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成五年五月十五日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成六年七月二日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成八年四月一日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成十年三月二十九日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成十六年三月六日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成十八年三月四日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成十九年六月二十三日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成二十一年二月二十八日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成二十三年十二月十八日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成二十八年二月九日から施行する。

〔附則〕
〔施行期日〕

この規約は平成二十八年五月一日から施行する。